

# テラヘルツシステム応用推進協議会 2019年度総会

日時: 2019年6月17日(月)10:00～

場所: 国立研究開発法人 情報通信研究機構

大手町センタ 会議室

## — 議 事 次 第 —

1. 開会
2. 議事
  - (ア) 事業報告、決算報告、監査報告
  - (イ) 役員選出
  - (ウ) 事業計画、予算
  - (エ) 研究会などへの協賛
  - (オ) その他
3. 閉会

### 【配付資料】

- |     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 資料1 | 2018年度事業報告                  |
| 資料2 | 2018年度決算報告                  |
| 資料3 | 2018年度監査報告                  |
| 資料4 | 2019年度役員(案)                 |
| 資料5 | 2019年度事業計画(案)               |
| 資料6 | 2019年度事業予算(案)               |
| 資料7 | テラヘルツシステム応用推進協議会会計処理に関する規程案 |

- |       |                    |
|-------|--------------------|
| 参考資料1 | テラヘルツシステム応用推進協議会規約 |
| 参考資料2 | 会員等名簿              |
| 参考資料3 | 技術部会活動案            |

以上

## テラヘルツシステム応用推進協議会

## 2018 年度 事業報告

## 総会, 幹事会

時期	名称	内容
4 月 18 日	幹事会 (e メールによる開催)	入会希望者について審議
6 月 20 日	幹事会 (e メールによる開催)	2017 年度事業報告・収支決算、 2018 年度事業計画・収支予算案を承認
6 月 25 日	総会 (NICT 麹町会議室)	2017 年度事業報告・収支決算、 2018 年度事業計画・収支予算案を承認
3 月 25 日	全体会合 (SCAT 会議室)	ITU-R, IEEE での標準化活動報告 日本、EU でのテラヘルツ研究プロジェクト の紹介

## 部会活動

## 1. 標準化部会

- ・ 5/14 部会開催(NICT 本部)
  - ・新レポート草案に向けた作業文書の改定案
  - ・CPMテキスト案に向けた作業文書の改定案
  
- ・ 8/29 部会開催(NICT 本部)
  - ・M.2417の改定について
  - ・F.2416の改定について
  - ・AWG-24への寄書案について

国際電気通信連合無線通信部門 (ITU-R) に2件、およびアジア・太平洋電気通信共同体 (APT) へ1件の寄書提出

寄書作成に貢献いただいた方々(敬称略):

小川副会長(主筆)、稲垣、沢田、笠松、寶迫、関根、藤井(NICT)

## 2. 技術検討部会

- ・ 3/25 部会開催(SCAT 会議室)

日欧のテラヘルツプロジェクトの状況に関する講演会

- ・ 「日本におけるテラヘルツ波通信基盤技術の研究開発動向」

講師: 笠松章史 (情報通信研究機構)

- ・ 「An overview on European Research towards THz Communications」

講師: Prof. Thomas Kuerner (Technische Universität Braunschweig)

- ・ 共用サーバ内に、テラヘルツ技術情報を共有するためのブログを作成し、  
情報共有を開始

## その他

- ・テラヘルツテクノロジーフォーラムとの共催で、All about Photonics Japan 2018 テラヘルツビジネスセミナーを実施
- ・2018 43<sup>rd</sup> International Conference on Infrared, Millimeter and Terahertz Waves (IRMMW THz-2018) (9/9-14) の協賛
- ・ホームページの改修(3/14)  
<http://www.scat.or.jp/THz-conso/>
- ・電波産業会 テラヘルツ調査研究会へのオブザーバ参加  
(枚田幹事長代理)

新規加入 2018/6/25 マクセル株式会社

退会 2019/3/31 パイオニア株式会社

以上

**テラヘルツシステム応用推進協議会 2018年度 事業収支実績**  
(会計期間:2018年4月1日～2019年3月31日)

**【1】収入の部**

(金額単位:円)

項目		予算	実績	摘要
収入	I 前年度繰越金	470,466	470,466	2017年度からの繰越金
	II 年会費	1,400,000	1,400,000	@200,000円×7法人
	III 雑収入	50	12	
	講演会参加費	-	-	
	その他雑収入	-	-	
	銀行利息	50	12	
収入合計		1,870,516	1,870,478	

**【2】支出の部**

項目		予算	実績	摘要
支出	I 事業費	1,427,487	892,948	
	会議費	100,000	0	貸会議室料、会合での飲料代 他
	旅費交通費	100,000	71,046	部会等での旅費(交通費)、日当
	謝礼金	30,000	0	講演会等での招待者 謝礼金
	印刷広報費	100,000	27,000	webサイト改修作業費(発注費)
	部会費	300,000	28,976	部会活動費用(会議資料印刷費、会議室料)
	通信費	10,000	1,548	請求書・書類等の郵便代
	クラウドストレージ利用料	40,000	33,696	資料保存公開用外部ストレージ (Bizストレージ eフォルダ)利用料
	雑費	3,000	1,512	銀行振込手数料
	事務業務委託費	744,487	729,170	会計業務、会議開催補助(会議室の設営・復帰、 会議資料印刷対応)、webサーバ使用料
II 予備費	443,029	0		
支出合計		1,870,516	892,948	

**【3】収支の部**

項目	予算	実績	摘要
収支(収入-支出)	0	977,530	← 2019年度に繰り越し(繰越金の増額:507,064円)


# 会計監査報告書

テラヘルツシステム応用推進協議会  
会長 安藤 真 殿

テラヘルツシステム応用推進協議会の諸規定に則り、2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の会計について監査した結果、適正であると認めます。

2019年5月10日

会計監査役 鶏澤佳徳 

会計監査役 白方亨宗 

- 以上 -

## テラヘルツシステム応用推進協議会

## 2019 年度 役員（案）

会長	安藤真（国立高等専門学校機構）
副会長	小川博世（NICT）
副会長	永妻忠夫（阪大）
会計監査役	鵜澤佳徳（国立天文台）
会計監査役	豊田将之（マクセル）

## 2019 年度 幹事（案）

幹事長	笠松 章史（NICT）
幹事長代理	枚田 明彦（千葉工大）
幹事長代理	齋藤 伸吾（NICT）
幹事	原 直紀（富士通）
	中舎 安宏（富士通）
	増田 則夫（NEC ネットワーク・センサ）
	藤田 真男（マクセル）

以上。

## テラヘルツシステム応用推進協議会

### 2019 年度 事業計画（案）

#### 総会，幹事会

時期	内容
2019 年 4 月 15 日	標準化部会
2019 年 5 月 21 日	幹事会
2019 年 6 月 17 日	総会
適宜	幹事会 開催
適宜	標準化部会 開催
適宜	技術検討部会 開催

#### 部会活動

##### 1. 標準化部会

- ・ 主に WRC-19 議題 1.15（275-450GHz の周波数利用特定）への対応
- ・ ITU-R WP1A, 5A, 5C, APT 等への日本提案への材料提供
- ・ 協議会会員への標準化動向情報の提供

##### 2. 技術検討部会

- ・ 協議会会員相互に有用な情報の共有スキームの確立
- ・ 技術動向の調査
- ・ 講演会等の企画
- ・ WTP2019（2019/5/31）での講演
- ・ 電子情報通信学会テラヘルツ応用システム研究会（2019/8/6）への協賛
- ・ ThoR Workshop への協賛

##### 3. その他

退会                    2019/6/17    パナソニック株式会社

**テラヘルツシステム応用推進協議会 2019年度 事業予算(案)**  
(会計期間:2019年4月1日～2020年3月31日)

**【1】収入の部**

(金額単位: 円)

項目		予算	摘要
収 入	I 前年度繰越金	977,530	2018年度からの繰越金
	II 年会費	1,000,000	@200,000円×5法人
	III 雑収入	50	
	講演会参加費	-	
	その他雑収入	-	
	銀行利息	50	
収入合計		1,977,580	

**【2】支出の部**

項目		予算	摘要
支 出	I 事業費	1,397,487	
	会議費	100,000	貸会議室料、会合での飲料代 他
	旅費交通費	100,000	旅費(交通費、宿泊費)、日当
	謝礼金	100,000	講演会等での招待者謝金
	印刷広報費	100,000	ホームページ更新、広告、チラシ 他
	部会費	200,000	部会活動費用
	通信費	10,000	請求書・書類等の郵便代、物品等の送料(宅配料)
	クラウドストレージ利用料	40,000	資料保存公開用外部ストレージ (Bizストレージ eフォルダ)利用料
	雑費	3,000	銀行振込手数料、消耗品 他
	事務業務委託費	744,487	会計業務、会議開催補助(会議室の設営・復帰、 会議資料印刷対応)、webサーバ使用料
II 予備費	580,093		
支出合計		1,977,580	

**【3】収支の部**

項目	予算	摘要
収支(収入-支出)	0	← 2019年度に繰り越し



## テラヘルツシステム応用推進協議会 会費規定の変更について

テラヘルツシステム応用推進協議会の会費は、「テラヘルツシステム応用推進協議会会計処理に関する規程」の別紙1「会費規定」第2条に基づき、毎年6月末日までに一括で納入するものとする、と定められていた。

テラヘルツシステム応用推進協議会の総会が例年6月に開催されており、今後総会で会費について議論されることが見込まれるため、下記のように別紙1「会費規定」を変更する。

「テラヘルツシステム応用推進協議会会計処理に関する規程」

別紙1「会費規定」第2条

### 変更前

第2条 法人会員は、原則として本協議会規約第7条に定める年会費を毎年6月末日までに一括で納入するものとする。

### 変更後

第2条 法人会員は、原則として本協議会規約第7条に定める年会費を毎年8月~~6月~~末日までに一括で納入するものとする。

以上

## テラヘルツシステム応用推進協議会

### 会計処理に関する規程

別紙 1 会費規程

別紙 2 会計処理規程

別紙 3 旅費および謝金規程

## 会 費 規 程 (案)

### (目的)

第1条 この規程は、テラヘルツシステム応用推進協議会（以下「本協議会」という）規約第7条に基づき、会費の納入に関する事項を定める。

### (会費)

第2条 法人会員は、原則として本協議会規約第7条に定める年会費を毎年8月6月末日までに一括で納入するものとする。

- 2 支払いが遅れる場合は、理由と支払時期に関する書類を幹事会に提出し、幹事長の承認を受けるものとする。
- 3 会員の申込みを行い幹事会の承認を受けた新たな法人会員は、原則として入会承認日の月の翌月末日までに年会費を一括で納入するものとする。なお、会計年度の途中で入会が承認された場合においても、本協議会規約第7条に定める年会費の全額を納入するものとする。

### 附 則

この規程は、令和元年平成3128年6月6月2117日から施行する。

### 変更履歴

第2条を一部改訂。

附則を一部改訂。

# 会 計 処 理 規 程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、テラヘルツシステム応用推進協議会（以下「本協議会」という）規約第8条に基づき、本協議会の収支の状況および財産の状況に関する基本事項を定める。

(会計の原則)

第2条 本協議会の会計は、法令および本協議会規約の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(会計年度)

第3条 本協議会の会計年度は、本協議会規約第13条に定める会計年度に従うものとする。

## 第2章 帳 簿

(会計責任者)

第4条 本協議会の会計を管理するため、会計責任者を置くものとする。

- 2 会計責任者は、幹事長とする。
- 3 幹事長は、本協議会規約第11条の定めにより決定するものとする。

(帳簿等)

第5条 会計帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 会計伝票
  - (2) 現金・預金出納帳
  - (3) 会費明細台帳（会員管理台帳）
- 2 会計帳簿の様式は、会計責任者が定める。

(帳簿書類の保存)

第6条 帳簿、伝票、書類の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 予算決算書類 10年
  - (2) 会計帳簿 10年
  - (3) 証憑(しょうひょう) 7年
- 2 前項の保存期間は決済日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承

認を受けて行なうものとする。

(会計伝票)

第7条 いっさいの取引に関する記帳整理は、会計伝票により行なうものとする。

- 2 会計伝票は次のとおりとする。
  - (1) 入金伝票（現金の受入れに係わる取引に用いる）
  - (2) 出金伝票（現金の払出しに係わる取引に用いる）
  - (3) 振替伝票（現金以外の取引に用いる。）
- 3 会計伝票は、証憑（しょうひょう）に基づいて作成し、原則として証憑（しょうひょう）とともに保存するものとする。
- 4 会計伝票は取引1件ごとに作成し、伝票には会計責任者の承認印を受けるものとする。

(証憑（しょうひょう）)

第8条 証憑（しょうひょう）とは会計伝票の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。

- (1) 請求書
- (2) 領収書
- (3) 納品書、送り状など
- (4) その他取引を裏付ける参考書類

(記帳)

第9条 現金出納帳および預金出納帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

(残高照合)

第10条 毎月末において、現金出納帳および預金出納帳は、現金および当該口座の金額と照合確認しなければならない。

(手許現金)

第11条 会計責任者は、日々の現金支払いに充てるため必要最小限の手許現金をおくことができる。

(帳簿の更新)

第12条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

### 第3章 収 支 予 算

(目的)

第13条 収支予算は、明解な事業計画に基づいて資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(事業計画案および収支予算案の作成)

第14条 本協議会の事業計画案および収支予算案は、会計責任者が毎事業年度開始前に作成し、幹事会の議決を経て会長が定める。

(収支予算の提出)

第15条 前条の事業計画案および収支予算案は、本協議会の総会に提出して承認を受けなければならない。

(収支予算の執行者)

第16条 収支予算の執行者は、会長とする。

(収支予算の流用)

第17条 収支予算の執行に当たり、予算科目中において、その細目間で資金を流用することができる。

(予備費の計上)

第18条 予測しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。

(予備費の使用)

第19条 予備費を支出する必要があるときは、会長の承認を得て行なう。

(収支予算の変更)

第20条 収支予算の変更を必要とするときは、会長は補正予算を作成し、幹事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第21条 予算編成が止むを得ない理由により遅延したときは、会長は必要最小限の範囲内で執行するものとする。

## 第4章 収 支 決 算

(目的)

第22条 収支決算は、一会計年度の記録を整理して、その収支状況や財産の増減状況および一会計期末現在の財産状況を明らかにすることを目的とする。

(決算期間)

第23条 収支決算は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に行なわなければならない。

(収支決算書の作成)

第24条 会計責任者は、収支決算書を作成し、会長に報告しなければならない。

(収支決算書の提出)

第25条 会長は、前条の収支決算書について、会計監査役の監査を受けた後、会計監査役の意見書を添えて幹事会の承認を受け、決算を確定する。

2 前項の収支決算書は、総会に報告しなければならない。

## 第5章 支 出 等 権 限

(支出等権限)

第26条 本協議会の活動を行なうため、契約の締結または費用を支出する場合、一件当たり以下に定める金額に応じて、各責任者の承認を得ることとする。

- |            |       |
|------------|-------|
| (1) 50万円以上 | 会長    |
| (2) 50万円未満 | 会計責任者 |

## 第6章 雑 則

(細則)

第27条 その他この規程の実施に関し必要な事項は、会計責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年3月12日から施行する。

## 旅費および謝金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、テラヘルツシステム応用推進協議会（以下「本協議会」という）の事業のために出張する者の旅費および謝金について定める。

(旅費)

第 2 条 事務局員の交通費については、常識的かつ経済的な通常の経路に応じ、旅客運賃により支給する。

第 3 条 本協議会会員以外の講演者および会への招待者が、出張場所より 100 キロメートルを超える範囲から国内出張する場合に旅費および日当を支給する。

2 旅費の種類は、交通費および宿泊費とする。

3 交通費は、常識的かつ経済的な通常の経路に応じ、旅客運賃により支給する。

4 宿泊費は、出張中の宿泊日数に応じ、一夜あたりの定額により、別紙 1 に掲げる額を支給する。

5 日当は、出張日数に応じ、一日あたりの定額により、別紙 4 ①に掲げる額を支給する。

第 4 条 本協議会会員が、出張場所より 100 キロメートルを超える範囲から国内出張する場合に旅費および日当を支給することができる。

2 第 3 条 2、3、4 および 5 項の規程を本協議会会員に準用する。

第 5 条 事務局員、講演者、会議の招待者、および本協議会会員の外国への出張旅費、および外国からの講演者、招待者の出張旅費については、個別案件ごとに幹事会にて判断する。

(講演謝金)

第 6 条 本協議会会員以外の講演者には講演謝金を支払うことができる。金額については、別紙 4 ②のとおりとする。特別な事情がある場合は、当該者の経験・実績を勘案し、幹事会の議論をもって支給金額を決めることができる。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 12 日から施行する。



① 国内出張の宿泊費および日当

甲地方 11,200 円

乙地方 9,800 円

日当 3,900 円

甲地方の範囲は、以下のとおりとする。

東京特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

乙地方とは甲地方以外の地域をいう。

また、固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

② 講演謝金は10,000円とする。

2015年9月29日

## テラヘルツシステム応用推進協議会規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、テラヘルツシステム応用推進協議会（以下「本協議会」という。）と称する。英文名は、Terahertz Systems Consortium と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、テラヘルツ技術をもとにしたシステム開発を促進し、早期の社会展開・産業化を実現することを目指し、関連する機関の連携を深めながら、課題検討・政策提案、普及啓発活動、動向調査、標準化活動等を通じて、テラヘルツシステムの普及に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達するためにテラヘルツ技術に関する次の事業を行う。

- ① 研究開発及び標準化の促進
- ② 社会展開及び産業化の促進
- ③ 情報の収集、交換及び提供
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 普及啓発
- ⑥ 技術開発の課題検討・提案
- ⑦ 測定・試験技術の検討
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

(会員)

第4条 本協議会の会員は、第2条の目的に賛同し、前条の事業遂行に協力する意志を有する法人、団体及び有識者とする。会員の種別は次の通りとする。

- ① 法人会員：法人、その他の団体
- ② 個人会員：有識者等の個人、ただし法人会員に所属する者は、個人会員となることはできない。

(入会)

第5条 本協議会へ入会しようとする者は、書面をもって申込み、承認を受けなければならない。

(退会及び除名)

第6条 本協議会を退会しようとするものは、書面を持ってその旨を届け出なければならない。

2. 会員が本協議会の規約に違反した場合又は活動趣旨に反し会員にふさわしくない行為があった場合は、幹事会の議決により当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(年会費)

第7条 法人会員は会計年度ごとに年会費 20 万円を納入しなければならない。法人会員が既に納入した年会費は、これを返還しない。

(経費)

第8条 本協議会の運営上必要な経費は、年会費、寄付金及びその他の雑収入を持って充てる。

2. 本協議会の第3条に定める事業の実施にあたって、シンポジウムの開催等、特別な予算の措置を必要とする事業を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該事業に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。
3. 上記2の徴収は、幹事会の議決によるものとする。
4. 会計処理に必要な規定は別途定める。

### 第3章 役員

(役員)

第9条 本協議会には次の役員を置く。

- ① 会長 1名
  - ② 副会長 若干名
  - ③ 会計監査役 2名
2. 会長は本協議会を代表し、会務を総理する。
  3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
  4. 会計監査役は、本協議会の収支決算について監査し、幹事に報告する。
  5. 会長は、総会において会員の中から選任する。
  6. 副会長は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。
  7. 会計監査役は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。
  8. 役員任期は、選任された総会の次の定期総会までとし、再任を妨げない。ただし、再任は5年を限度とする。
  9. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。
  10. 副会長又は会計監査役が、その任期の途中で、辞任を申し出たとき、又はその所属の機関における人事異動等に伴い、後任者への交代を申し出たときは、会長の承認をもって退任又は交代するものとする。後任者の選任については、本条第6項及び第7項の規定に従うものとする。

#### 第4章 総会、幹事会等

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

2. 総会は、定期総会を年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
3. 総会は、必要に応じて、書面又は電子的手段により開催することができる。
4. 総会に出席できない会員は、他の総会の出席会員にその権限を委任することができる。この場合、委任者は、総会に出席したものとみなす。
5. 法人会員及び個人会員は、総会において、それぞれ5票及び1票の議決権を有する。

6. 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
7. 総会は、会長が主宰し議長を務める。
8. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。
9. 総会は、本協議会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。
  - ① 本規約の改正の承認
  - ② 役員を選任
  - ③ 幹事指名の承認
  - ④ 基本運営方針の承認
  - ⑤ 事業報告・収支決算、事業計画・収支予算の承認
  - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、本協議会の運営に関して重要な事項の承認

(幹事会)

第11条 本協議会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、役員及び幹事をもって構成し、会長が統括する。
3. 幹事会は、本協議会を円滑かつ効率的に運営するために、必要に応じて随時開催する。
4. 幹事は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。
5. 幹事会を円滑に運営するために、幹事長及び幹事長代理を置く。
6. 幹事長及び幹事長代理は、幹事の中から互選によって決定する。
7. 幹事長は、会長を補佐し、会務を執行する。
8. 幹事長代理は、幹事長を補佐し、幹事長に事故のあるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行代理する。
9. 幹事会は、本協議会への入会申し込みの承認、各部会の設置、及び会長が必要と認めた事項の策定を行う。
10. 幹事会は、本規約の改正、基本運営方針の策定、事業報告・収支決算、事業計画・収支予算の策定、幹事長及び幹事代理の決定、本協議会の運営に関する重要な事項の策定を行い、総会の承認を受ける。
11. 第9条第8項及び第9項の規定は、幹事に準用する。
12. 幹事会は、必要に応じて、書面又は電子的手段により開催することができる。

13. 幹事会に出席できない役員及び幹事は、他の幹事会に出席する役員及び幹事にその権限を委任することができる。この場合、委任者は、幹事会に出席したものとみなす。
14. 幹事会は、総幹事の4分の3以上の出席をもって成立する。
15. 幹事会は、会長が主宰し議長を務める。会長が、幹事会に出席できないときは、会長は、他の役員または幹事を議長代行に任命し、幹事会を主宰させることができる。
16. 幹事会の議事は、出席した役員及び幹事の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

#### (部会)

- 第12条 幹事会が必要と認めるときは、本協議会に部会（名称に関わらず、これに類するものを含む。以下、「部会」という。）を設置することができる。
2. 部会には幹事会の議決により会員の中から選任された部会長を1名ずつ置き、部会を統括する。各部会は各部会メンバをもって構成し、部会メンバは会員の中から各部会長が指名する。
  3. 部会は、幹事会における議決事項の運用のほか、本協議会を円滑かつ効率的に運営するため、必要に応じて随時開催する。
  4. 部会は、必要に応じて、書面又は電子的手段により開催することができる。

#### (会計年度)

第13条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事務局)

- 第14条 本協議会は幹事長の統括のもとに、本協議会の業務を処理するため事務局を置く。
2. 本協議会の事務局は、東京都新宿区の一財）テレコム先端技術研究支援センターに置く。

#### 第5章 雑則

#### (情報の取り扱い)

第15条 本協議会において取り扱う情報は、会員内に限り開示できるものとする。情報を会員外に開示する場合は、幹事会でガイドラインを策定し、それに定められた範囲、方法に限る。ガイドラインについては、策定の都度、会員に通知することとする。

#### (その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

1. この規約は、設立の日(平成 27 年 9 月 29 日)から施行する。
2. 設立総会以前に提出した入会希望の書面が発起人によって受理された者は、第 5 条の幹事会の承認を受けた者とみなす。
3. 本協議会の設立年度の会計年度は、設立の日（平成 27 年 9 月 29 日）に始まり、平成 28 年 3 月 31 日に終わる。

改定履歴

2015 年 9 月 29 日 設立総会で承認

## テラヘルツシステム応用推進協議会

2019年6月17日修正 敬称略

## 会員名簿

	名称	備考
法人会員	富士通株式会社	
	NECネットワーク・センサ株式会社	
	国立研究開発法人 情報通信研究機構	
	ソフトバンク株式会社	
	マクセル株式会社	
個人会員	安藤 真 (国立大学法人 東京工業大学)	
	小川 博世 (国立研究開発法人 情報通信研究機構)	
	永妻 忠夫 (国立大学法人 大阪大学)	
	鈴木 健仁 (国立大学法人 東京農工大学)	
	谷 正彦 (国立大学法人 福井大学)	
	枚田 明彦 (千葉工業大学)	
オブザーバー	総務省情報国際戦略局 技術政策課研究推進室 担当者	

## 役員、幹事会名簿

	役職	お名前	所属
役員	会長	安藤 真	国立大学法人 東京工業大学
	副会長	小川 博世	国立研究開発法人 情報通信研究機構
	副会長	永妻 忠夫	国立大学法人 大阪大学
	会計監査役	鶴澤 佳徳	大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 国立天文台
	会計監査役	豊田 将之	マクセル株式会社
幹事会	幹事長	笠松 章史	国立研究開発法人 情報通信研究機構
	幹事長代理	枚田 明彦	千葉工業大学
	幹事長代理	齋藤 伸吾	国立研究開発法人 情報通信研究機構
	幹事	原 直紀	富士通株式会社
		中舎 安宏	富士通株式会社
		増田 則夫	NECネットワーク・センサ株式会社
		藤田 真男	マクセル株式会社

## 標準化部会名簿

	役職	お名前	所属
標準化部会	部会長	小川 博世	国立研究開発法人 情報通信研究機構
	部会員	中舎 安宏	富士通株式会社
		増田 則夫	NECネットワーク・センサ株式会社
		竇迫 巖	国立研究開発法人 情報通信研究機構
		笠松 章史	国立研究開発法人 情報通信研究機構
		菅野 敦史	国立研究開発法人 情報通信研究機構
		稲垣 恵三	国立研究開発法人 情報通信研究機構
		沢田 浩和	国立研究開発法人 情報通信研究機構
		関根 徳彦	国立研究開発法人 情報通信研究機構
		(オブザーバー)	野田 華子

## 技術検討部会名簿

	役職	お名前	所属
技術検討部会	部会長	永妻 忠夫	国立大学法人 大阪大学
	部会員	原 直紀	富士通株式会社
		中舎 安宏	富士通株式会社
		吉田 満	NECネットワーク・センサ株式会社
		増田 則夫	NECネットワーク・センサ株式会社
		谷 正彦	国立大学法人 福井大学
		竇迫 巖	国立研究開発法人 情報通信研究機構
		鶴澤 佳徳	大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 国立天文台
		笠松 章史	国立研究開発法人 情報通信研究機構
		関根 徳彦	国立研究開発法人 情報通信研究機構

# テラヘルツシステム応用推進協議会

## 技術部会 活動案

### (1) 活動の概要

- 年3回程度、技術講演会を開催
- ブログ、共有フォルダを使用したテラヘルツ研究の情報共有

### (2) 技術講演会 開催計画案

第1回 6月17日（総会開催後に開催）

テーマ：ARIB テラヘルツ調査研究会 活動報告

第2回 10月頃

テーマ：テラヘルツ通信用コンポーネントに関する講演会

CMOSとかRTDよりもむしろ、漠然とした新材料の方にも焦点をあててみる

テーマ：テラヘルツ通信用上位レイヤの課題

5Gのミリ波リンクの上位レイヤの設計者を講師に招き、テラヘルツ通信用上位レイヤの課題を整理する

第3回 2月頃

テーマ：テラヘルツ通信システムに関する講演会

（SCAT と共催のセミナーとする予定）

宇宙空間におけるバックボーン通信回線のニーズ、課題とTHz宇宙通信の実用化に向けた地球上通信の課題

### (3) テラヘルツ研究の情報共有

- ・ ブログ活性化の方策
- ・ 国際会議報告の方法

以上